

市県民税

申告と申請をお忘れなく

◎ふるさと寄附金は税額控除の対象です

東日本大震災などの被災地に対する義援金はふるさと寄附金として、寄附金税額控除の対象になります。2,000円以上寄附をした人は申告をすることで控除が受けられます。

ただし、申告の際、受領書など金額が分かる証明書が必要です。

◎相続などに係る生命(損害)保険契約に基づく年金を受給している人へ

遺族が年金として受給する生命保険金のうち相続税の課税対象となる部分については、市県民税が非課税になりました。

これに伴い、納め過ぎとなっている市県民税の取り扱いは次のとおりとなります。

平成13～18年度分 申請により特例還付金として支給します。申請期限は12月31日(月)です

平成19年度以降分 申告書を提出することで還付されます(提出期限あり)



問い合わせ先 課税課(市役所2階3番窓口) ☎32-2015



e-Taxで
確定申告。
準備はお早めに!

<http://www.nta.go.jp>

確定申告

検索

[平成23年分確定申告期限]

所得税の申告・納税は
3月15日(木)まで

消費税の申告・納税は
4月2日(月)まで

問い合わせ先 津山税務署(田町) ☎22-3147

e-Taxで所得税の確定申告をすると、

最高4,000円の税額控除

添付書類の提出省略

- 確定申告書作成コーナーは24時間申告書の作成が可能
- e-Taxなら1月16日(月)から3月15日(木)まで24時間申告が可能

納税は安心・便利な振替納税で!

振替日

申告所得税
4月20日(金)

消費税・地方消費税
4月25日(水)

国民年金保険料

納付は便利でお得な口座振替で

国民年金保険料の納付は、支払いの手間や時間が省ける「口座振替」が便利です。

また、口座振替で1年分・6カ月分の保険料の前納や、早割制度(当月保険料を当月末引き落とし)を利用すると、保険料の割引が受けられます。

申込方法 保険年金課、津山年金事務所、市内金融機関に備え付けの口座振替申出書に記入・押印し、申し込む

※口座振替申出書で前納・早割制度を申し込むことができます。前納の申し込みは保険年金課・金融機関では2月29日(水)、津山年金事務所では3月上旬まで受け付けています



問い合わせ先 保険年金課(市役所1階6番窓口) ☎32-2072、津山年金事務所(田町) ☎31-2363

募集します

平成24年度奨学生

市では、優れた素質と向学心をもちながら、経済的な理由により修学が困難な学生・生徒を支援するため、奨学金を無利子で貸与しています。平成24年度からは全本明正奨学基金に故富田泰司さんの寄付金を合わせ、対象者を拡大した津山市奨学事業として実施します。

	津山市奨学金	磯野計記念奨学金
対象者	高校生＝高等学校・高等専門学校に進学または在学している人、大学生＝大学・短期大学・専修学校専門課程・高等学校専攻科・大学院に進学または在学している人	大学・短期大学・その他国公立の学校に進学する人
募集人数	高校生＝3人、大学生＝7人	1人
貸与月額	高校生＝14,000円、大学生＝30,000円	30,000円
利率	無利子	
応募資格	次の項目すべてに該当すること ①本人または保護者などの学費負担者が市内に住所を有すること ②学業・人物ともに優秀で経済的理由により、修学が困難と認められること ③本人が属する世帯に市税などの滞納がないこと ※津山市奨学金は成績基準と所得限度(例：4人家族で年間給与収入790万円程度以下)あり	
応募方法	生涯学習課に備え付けの申請書に記入して、直接応募する	
返還方法	卒業6カ月後から、貸与月額の半額を毎月返還 ※津山市奨学金には、定住促進策としての一部返還免除制度あり	
応募期間	3月1日(木)～4月16日(月)	

問い合わせ先 生涯学習課(市役所東庁舎3階) ☎32-2120

お忘れなく

軽自動車の変更手続き

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます。

市外への転出や所有者の死亡、車両の譲渡や廃棄などの手続きは3月31日までに行ってください。

《注意事項》

- ・市民課での転出や死亡などの届け出だけでは、軽自動車の登録情報は変更できません
- ・個人売買をした時は名義変更の届け出が必要です
- ・新しく所有者となった人は、15日以内に手続きが必要

問い合わせ先 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車(農耕車を含む)＝税制課(市役所2階2番窓口) ☎32-2017、または各支所市民生活課、自動二輪車(125cc超)＝中国運輸局岡山運輸支局(岡山市) ☎050-5540-2072、軽自動車＝軽自動車検査協会岡山事務所(岡山市) ☎086-245-3600

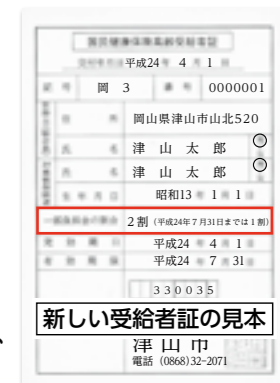
再発行します

国民健康保険高齢受給者証

現在、負担割合の表示部分に「2割(平成24年3月31日までは1割)」と記載された受給者証を交付(3割負担の人を除く)しています。

この度、4月から平成25年3月までの1年間においても、窓口負担が1割に据え置かれることになりました。

該当する人には、3月下旬に新しい受給者証を再発行して、郵送します。



問い合わせ先 保険年金課(市役所1階7番窓口) ☎32-2071、または各支所市民生活課